

# 令和4年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和4年6月7日(火)  
【開会】 14時00分  
【閉会】 15時39分  
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 岡田 弘
委員 岩切 貴乃	委員 石井 孝
委員 田中 雅文	委員 野村 浩子

## 【出席職員】

教育次長 池之上 健一  
総務部長 柴山 巖  
教育政策室長 田中 一平  
教育環境整備推進室長 谷村 元  
職員部長 小澤 毅夫  
学校教育部長 大島 直樹  
健康給食推進室長 日笠 健二  
生涯学習部長 岸 武二  
総合教育センター所長 鈴木 克彦  
庶務課長 鷹背 将行  
庶務課担当課長 喜多 智英

教職員人事課担当課長 西田 寛  
支援教育課担当課長 高山 深紀世  
支援教育課指導主事 鈴木 陽子  
文化財課長 竹下 研  
庶務課職員 波多野 智央

調査・委員会担当係長 葛山 久志  
書記 長谷川 俊太

指導課長 古俣 和明  
指導課担当課長 吉村 尚記  
麻生区・教育担当課長 河原 正  
指導課指導主事 森嶋 毅

## 【署名人】

委員 岩切 貴乃

委員 石井 孝

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時10分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

## 4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 2は、公表期日前の案件が含まれており、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、報告事項No. 3は、人事管理に係る内容であり、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、報告事項No. 4は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 2につきましては、公表期日以降は公開しても支障がないため、会議録

には掲載させていただきます。

## 5 署名人

### 【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

岩切委員と石井委員にお願いいたします。

## 6 報告事項 I

### 報告事項No. 1 令和4年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について

#### 【小田嶋教育長】

それではまず、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 令和4年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

#### 【西田教職員人事担当課長】

それでは報告事項No. 1 「令和4年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験」の応募状況について御報告させていただきます。

資料を御覧ください。

表左側の今年度の「受験区分」は、小学校、中学校／高等学校、高等学校工業、特別支援学校、養護教諭としております。

また、表最下段のとおり、それぞれの区分の「応募人数」の総計が、1,202名となりました。

受験区分別の応募人数と応募倍率ですが、小学校区分は、563名で、2.6倍、中学校／高等学校区分の小計は、486名で、5.3倍、高等学校（工業）区分は、10名で、1.3倍、特別支援学校区分は、70名で、4.0倍、養護教諭区分は、73名で、7.3倍でした。

全国的に教員志願者数が減る傾向にある中、今回の応募者の総数が1,202名で、昨年より110名の増加となりましたが、表最下段のとおり、総計での応募倍率は、3.5倍で、前年度と比べて0.6ポイント減少しております。応募倍率の前年度比の内訳は、小学校区分は0.1ポイントの減、中学校／高等学校区分は3.0ポイント減、高等学校（工業）区分は、0.5ポイント増、特別支援学校区分は、2.5ポイントの減、養護教諭区分は、2.4ポイントの減となっております。

今後、大学や他の自治体の受験状況や採用状況等について、情報収集と分析を行い、来年度の教員採用試験の募集に関する広報活動等の改善を引き続き、図ってまいります。

本資料下段の今年度の【試験日程】でございますが、7月10日日曜日に第一次試験を実施いたします。新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に行い、市内2会場に加え、愛知会場、宮城会場を加えた合計4会場で実施いたします。

第二次試験については、8月9日火曜日に実技試験、8月16日から9月16日までの間に面接試験を行い、最終合格発表を10月14日金曜日に予定しております。

試験実施にあたりましては、感染予防対策を十分に行い、例年通りの内容で実施する方向で検討を進め、関係部署等と連携しながら、よりよい人材を採用してまいります。

報告は、以上となります。

**【小田嶋教育長】**

御質問等ございますでしょうか。

田中委員、どうぞ。

**【田中委員】**

御説明ありがとうございました。

ざっと拝見すると、小学校は去年とほぼ同じようなレベルですが、中高はもともと倍率が高いということもあるのでしょうかけれども、比較的減っているということで、二つ、御質問させていただきたいと思います。

まず小学校のほうで、昨年度2.7、今年度2.6ですけれども、これが最終的に一次、二次と進む中で辞退者が出たりするということを考えたとき、実質倍率と言っていいのかどうか分かりませんが、そういう数値が出ているのであれば、昨年度どうであったかを教えていただけるとありがたいと思います。それが1点。

もう1点は、中高のほうはまだ5.3はありますけれども、去年と比べると大分落ちているので、その辺りの背景といいますか、落ちた理由というか、その辺り何か分析されていれば教えていただきたいと思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

じゃあ、二つ質問で、最初の小学校の実質倍率、昨年度ですかね。お願いします。

**【西田教職員人事担当課長】**

昨年度の小学校の実質倍率は2.1倍というところです。昨年度、特に辞退者が多くいらっしゃいましたので。

それから、中学校高等学校区分、8.3倍から5.3倍というような低下が見られるのですが、受験者、応募者数については約50名近く増えているということで、実は募集数が40名ほど増えています。そういった意味合いで、倍率のほうがちよっと落ち込んでしまったのかなというところと捉えています。

**【田中委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

**【石井委員】**

すみません。募集人数の、中学校、高等学校の英語だけ15名となっているのですが、これは、程度、もしくは5ないし15、かちつとした数字なのでしょうか。

**【西田教職員人事担当課長】**

すみません。失礼いたしました。申し訳ありません、資料のミスでございます。15名程度になります。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがですか。

**【岡田教育長職務代理者】**

御説明ありがとうございます。

私を知る限りでは、近隣の自治体も、皆さん募集で四苦八苦されているというのが正直なところだと思うのですが、全体の数が増えておりますので、何かすばらしいフォローをなさったのではないかと思うのですが、何か前年とちょっと違うアプローチがあったとか、何かあれば教えていただきたいのですが。

**【西田教職員人事担当課長】**

要因としては幾つか考えられるのですけれども、まずは少しずつ、大学等もコロナの影響が、対面授業が増えてきたということで、今年度、実は、昨年度に比べて春の説明会は40回ほど増やすことができました。昨年度から参加人数を集計しているのですが、約200名近くお話を多く聞いていただけたと。それぐらい多く、200名ぐらい増えたということです。

それから、もう一つ新しい取組といたしましては、ツイッターを開設していたのですが、なかなか更新することができなかったことから、今年度主担当を置きまして、4月に99回更新ということで、インプレッションといって、見ていただいた方たちが15万回以上見ていただいたということで、内容としては、採用試験そろそろ応募締切りですよとか、川崎の教育はこんなことですよというような内容なのですが、パンフレットを見て分かるような内容なのですが、そういったものを更新させていただくことで、目に留まっていたのかなというところを感じているところです。

**【岡田教育長職務代理者】**

ありがとうございます。引き続きそれを進めていただくと同時に、本市の教育を考えたとき、やっぱり、先生方にたくさんお集まりいただいて、教育の資質を上げていかないといけないということがあると思いますので、是非続けていていただきたいなと思います。増えているので、非常にびっくりしました。ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。  
岩切委員。

**【岩切委員】**

今の件に関係することなのですけれども、是非、教員採用で最終的に決まった方から、どういうものが非常に目に留まったのかとか、どういうきっかけで川崎市を知るようになったのかというのを、是非聞いていただけたらなと思います。それが来年度、再来年度ということで次につながる施策になると思いますので、是非お願いしたいと思います。

**【西田教職員人事担当課長】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。  
今までは特にそういう取組はしていないということでよろしいですか。

**【西田教職員人事担当課長】**

一応、採用予定者の皆さんには、採用試験に関するアンケートというのをお出ししていただいて、川崎を志望した理由ですとか、それから、どんなところで説明会の来るきっかけになったかということはお伺いをしています。引き続きそういうこともしていきたいと思っています。

**【小田嶋教育長】**

よろしくお願いたします。  
ほかにはいかがでしょうか。  
野村委員、どうぞ。

**【野村委員】**

御説明ありがとうございます。田中委員の質問から派生してということで、岩切委員の質問にも関連していることなのですけれども、昨年度の小学校の実質倍率が2.1倍という説明がありました。辞退者が多かったという分析でしたけれども、川崎に決められた方の決め手を伺うというのと同時に、辞退者が多かった、その辞退の理由みたいなものとか、辞退された方がその後どうなされたかみたいなことを追いかけることはできるのでしょうか。

**【小田嶋教育長】**

いかがでしょうか。

**【西田教職員人事担当課長】**

正確に辞退者本人からお話をお伺いする機会は無いのですけれども、昨年度の辞退というのが、一次試験に来られなかった辞退者が非常に目立ちました。ちょうど7月がコロナの第5波になるのでしょうかね、そちらが非常に蔓延していた時期でございまして、大学のほうに、秋、説明会でお伺いしたときにお話を聞くと、やはり、地方から首都圏に来るのをやっぱり家族で相談した上で取りやめたというケースを、よくお話としては聞きました。正確な辞退者にお話を聞いたわけではないので、正確なものではないのですけれども、大学の先生方からお話をお伺いする限りは、そういった印象を受けています。

#### 【小田嶋教育長】

今の点については、教員養成されている田中先生、岡田先生は、採用試験を申し込んだけれど辞退する学生の要因みたいなものって、何かお感じになっていることありますか。

田中委員。

#### 【田中委員】

それほど確たるものではないのですけれども、私どもの場合は学科単位で養成しているんですね。ですので、全体としては非常に少なく、学科の人数が大体100名で、ただ、そのうち小学校免許を取るのが大体8割ぐらいいるんです。7割から8割。ただ実際に、1年生、2年生、3年生、4年生と進む中で、免許は取るのですけれども、自分の適性が教員ではなくて企業のほうに向いているという判断で、だんだん教員志望が減って行って、最終的には大体半々になって。半分残った教員志望の学生は、今のところ、おかげさまでかなり高い確率で合格させていただいているのですけれども、別に川崎という意味ではなくて、全体ですけれども。ただ、やはり中には、企業との間で迷っているというのがやはり何名かはいるんですね。ですからそういう学生が辞退するということはあり得るということと、同じ教育的な仕事を目指すにしても、塾みたいなおとこであったり、子どもたちの何か習い事みたいなおとことかそういうところ、あるいは児童養護施設を志望する学生もいるので、その辺りも同じ教育の仕事でも、学校の教員になろうか、あるいはほかに行こうかというの、やはりぎりぎりまで迷っているというのもありますので、その辺りで若干ということはあるかと思えます。

ちょっと余談ながら、どういうことがアピールできるかという点ですけど、私がいろいろ学生から聞いた範囲で、異動の範囲がかなり広い自治体を敬遠するという学生が、多いわけではないのですけれども、いるにはいるので、その点、川崎市は非常にコンパクトなものですから、学生から、川崎の異動の点で辞退したり、ちょっと見合わせるということは非常に少ないので、その点は川崎の有利な点かなという気はしています。

それからもう一つ、これも統計的に意味はあまりないのですけれども、学生から話を聞いた範囲ですけれども、研修が充実しているという自治体を好むという学生も何名かはいて、こういう学生はとてもやる気のある学生なんですね。教師として伸びていきたいという。ですから、そういうやる気のある学生に対しては、非常に、こういう研修があるとか、こういうステップで教師として成長していけるんだというのを見えるようにしていくと、特にいい学生が多く採りやすくなるのかなという気はしています。あくまでも印象にすぎませんが。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。  
岡田先生、いかがでしょうか。

**【岡田教育長職務代理者】**

私の大学に限ってですが、現職の先輩たちの話がすごく影響していると思いました。それぞれの行き先でどんなことがなされているのかとか、ブラックという言葉は使いたくないですが、そのようなイメージを持っていた学生さんが、全然違うじゃないとかいってイメージを持つと、先輩の話ですすね、やっぱりというふうに思う方が多いのかなと。

あともう一つ、例年とちょっと違うかなというのは、大学院志望の方が結構増えてきて、大学院に行ってから現場に行こうとかと考えている方も出始めているので、もしかしたらそのように考えていて、4年生で受かっても大学院で、そっちを取ってしまうということも出始めているということでございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。  
ほかにはよろしいでしょうか。

**【田中委員】**

ちょっと確認ですけど。

**【小田嶋教育長】**

どうぞ。

**【田中委員】**

大学院の場合、私どもの大学院もそういうケースがあるのですけれども、2年間待っていただくこともできますよね。ちょっとそれ、確認していいですか。

**【西田教職員人事課担当課長】**

合格者の方の中で、大学院に合格されて、採用延期ということで、しっかりまた学んでいただいて現場に入っていただく制度は、私ども川崎市でも取っております。

**【小田嶋教育長】**

では、よろしいでしょうか。  
それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

## 7 議事事項

議案第7号 令和5年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項に入ります。

「議案第7号 令和5年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について」の説明を、支援教育課担当課長、お願いいたします。

【高山支援教育課担当課長】

それでは、よろしくお願ひいたします。議案第7号「令和5年度 川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について」御説明いたします。

初めに、市内の特別支援学校の現状について説明させていただきます。議案第7号 資料1「令和4年度川崎市域の特別支援学校所在図」を御覧ください。黒文字は市立学校、グレー文字は県立学校で示してございます。

なお、今回の議案に関連いたします、川崎市立の特別支援学校につきまして、それぞれ四角の枠で囲ってございますので御確認ください。

初めに、特別支援学校高等部の知的障害教育部門の入学者選抜につきまして御説明いたします。本市におきましては議案第7号資料1に示しているとおり、県立学校と市立学校が混在していることから、資料2を御準備いただきまして「令和5年度県立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者選抜制度について」に示されている内容を踏まえ、県教育委員会と市教育委員会が連携して進めているところでございます。資料2の1を御覧ください。「基本的な考え方」の(2)では、特別支援学校高等部（知的障害教育部門）への入学を希望する者で、志願資格に該当する者は全員受け入れます。(3)では、ただし、志願が一部の学校に集中しないよう在籍している学校と相談しながら志願先の決定を支援していきますと記載がございます。仮に一部の学校に志願者が集中した場合については抽選を実施し、抽選に漏れた場合でも他の特別支援学校へ志願できることとしております。

それでは、議案書にお戻りいただき、議案第7号「令和5年度 川崎市立特別支援学校高等部（知的障害教育部門）の入学者の募集及び要綱」について御説明いたします。

まず表紙をおめくりいただき、1ページ目の1「志願資格」についてでございます。前期選抜の志願資格を有する者は、(1)のアからオまでの全てに該当する者といたします。ア 本人及び保護者が市内に居住する者、イ 中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業もしくは修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者、ウ 知的発達の遅滞の程度が、次の①又は②のいずれかに該当する者、エ 志願しようとする特別支

援学校の指定地域又は調整地域に居住している者であることとしています。指定地域と調整地域につきましては、後ほど8の「抽選の実施」のところで説明いたします。

続いて、オ 志願しようとする特別支援学校が実施する前期選抜に係る特別支援学校への志願資格を確認するための相談を済ませた者としております。

(2)の「後期選抜」の志願資格を有する者につきましては、(2)のアからウまでの全てに該当する者としております。

2の「募集人数」につきましては、県教育委員会と連携を図りながら、今後、志願資格に該当し特別支援学校への入学を希望する志願者数を把握した上で、教育長が別に定めるものといたします。

ページをおめくりいただき、2ページを御覧ください。

3の「志願日程」から3ページ5の「併願の禁止」までにつきましては、記載のとおりでございます。

6の「志願変更」につきましては、志願調整期間内に、募集人数より志願者が少ない学校への変更に関し認められるものとします。その際には、願書提出時に簡易な教育相談を受けることとします。

7の「選抜の日時及び場所」につきましては、前期選抜は令和4年12月1日木曜日に、志願先の特別支援学校で受験することとし、予備日につきましては、記載の期間内で学校が指定いたします。

4ページを御覧ください。

8の「抽選の実施」につきまして、5ページに記載の別表、選抜実施時の対応についてと併せて御説明いたします。まず、各特別支援学校の知的障害教育部門前期選抜の指定地域・調整地域の考え方について御説明いたします。川崎市におきましては、通学時間や公共交通機関の利用の状況、各学校のスクールバスの運行状況などを勘案し、受験を可能とする指定地域と調整地域を設定しております。

5ページを御覧ください。田島支援学校につきましては、川崎区・幸区を指定地域、中原区を調整地域とし、中央支援学校につきましては、中原区・高津区・宮前区・多摩区を指定地域、麻生区を調整地域としており、それぞれの地域から志願することを可能としております。

次に、5ページ中段の抽選実施時の対応について御説明いたします。抽選は、受検者数が応募人数を上回った場合に実施することとし、方法は県と同様でございます。

5ページ中段の右側を御覧ください。前期選抜におきまして、受検者をa～dに区分して抽選の対象を絞ります。aは指定地域内の居住者で、療育手帳A1A2の取得者。bは指定地域内の居住者で、療育手帳B1の取得者。cは指定地域内の居住者で療育手帳B2の取得者、dは指定地域内の居住者でa、b、cに該当しない者及び調整地域内の居住者とします。

左側の図の①を御覧ください。a、b、c、dの受検者の合計がそれぞれの学校が定める募集人数以下であれば、抽選を実施しません。しかし、②のように、a、bの受検者の合計が募集人数を上回った場合は、bの受検者に対し抽選を行います。③のようにa、bの受検者の合計が募集人数以下でも、cの受検者を加えたときに募集人数を上回った場合は、cに対し、④のようにa、b、cの受検者の合計が募集人数以下でも、dの受検者を加えたときに募集人数を上回った場合はdの受検者に対し抽選を行います。

田島支援学校及び中央支援学校の前期選抜において抽選に漏れた受検者につきましては、後期選抜を受検することができます。

4 ページにお戻りいただき、9の「前期選抜の内容」を御覧ください。記載のとおり学力検査、体力・運動能力検査、面接等を実施いたします。後期選抜につきましては校長が指定いたします。

10の「選抜結果の通知」につきましては、県教育委員会と対応を合わせまして、12月1日の検査日に新型コロナウイルス感染症等に罹患した受検生が、後日受検することに配慮するため、合格通知発送につきましても幅を持たせてございます。11の「入学の許可」以降の内容につきましては、記載のとおりでございます。13の「その他」でございますが、\*の二つ目、近年、特別支援学校高等部（知的障害教育部門）を志願する生徒が増加傾向にあるため、既卒者につきましては教育委員会事務局が事前相談を行うこととしてございます。

次に6 ページを御覧ください。「後期選抜」についてでございます。後期選抜は、前期選抜の合格者が募集人数に満たない学校でのみ実施いたします。後期選抜におきましても、志願者数が募集人数を上回った場合には抽選を実施いたします。後期選抜の抽選の方法につきましては資料を御確認ください。

次に7 ページを御覧ください。「川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱」について御説明いたします。

中央支援学校高等部分教室は、市立聾学校内に平成23年度に開設され、社会人として、企業就労を含め、自立した生活を送っていくための社会性・自己管理能力・豊かな心を育てることを目標に、地域や時代のニーズに合った教育を実施しております。

それでは、7 ページ1の「志願資格」を御覧ください。前期選抜の志願資格を有する者は、次の(1)のAからカまでの全てに該当する者としており、ウ「軽度の知的障害等がある者」では、「療育手帳B2を取得できる程度の者」、エでは「集団学習が可能であり、将来、企業等への就労を希望する者」、オでは「自力で通学ができる者」としており、先に御説明した特別支援学校高等部知的障害教育部門とは志願資格が異なっております。

後期選抜の志願資格を有する者は、(2)のAからウまでの全てに該当する者いたします。

2の募集地域と募集人数につきましては、川崎市全域を募集地域とし、募集人数は、教育長が別に定めるものといたします。

8 ページ以降につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、11 ページの「令和5年度川崎市立田島支援学校高等部（肢体不自由教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱」について御説明いたします。

11 ページ1の「志願資格」についてでございますが、(1) から(4) の全てに該当するものといたします。

ただし(3)については、「ア、肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の者」「イ、肢体不自由の状態がアに掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者」のいずれかに該当する者いたします。

2の「募集地域と募集人数」につきましては、募集地域は、川崎区と幸区の一部となります。募集人数につきましては、教育長が別に定めるものといたします。

3の「志願日程」以降の内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして14ページを御覧ください。「令和5年度 川崎市立田島支援学校高等部（訪問教育部門）の入学者の募集及び選抜要綱」について御説明いたします。

訪問教育とは、通学することが困難な生徒に対して、教員が、自宅等を訪問し、教育を行うものでございます。

14ページ目、1の「志願資格」につきましては、次の（1）から（4）までの全てに該当する者でございますが、特に（3）では重度の知的障害者、重度の肢体不自由者又は慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患、神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続し、医療又は生活規制を必要とする程度の者で、通学することが困難であると認められ、在宅等での教育を受けることが可能な者としております。

2の「募集地域」は、川崎区と幸区の一部、募集人数は、教育長が別に定めるものといたします。

15ページ3の「志願日程」以降の内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、16ページ7の「選抜の日時及び場所」につきましては、学校へ来校することが困難な場合も想定されますので、校長が指定する日時及び場所といたします。

続きまして17ページの「令和5年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱」について御説明いたします。1の「志願資格」につきましては、次の（1）から（5）の全てに該当する者としており、（1）原則として本人及び保護者が市内に居住する者、（2）中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校中学部を卒業若しくは修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者、（3）両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者、（4）市立聾学校が実施する「志願資格を確認するための相談」を済ませた者、（5）原則として、自力通学が可能な者としております。

2の「募集地域」は、原則として川崎市全域としております。1「志願資格」の（1）におきまして「原則として」という表現を使いましたのは、聾学校は、県内に4校しかないため、横浜市に在住する聴覚障害者のうち、川崎市に近く横浜市立ろう特別支援学校へ通うことが困難な者が入学する場合があるためでございます。また、逆に本市の聴覚障害者が、横浜市立ろう特別支援学校や神奈川県立平塚ろう学校に入学する場合もあり、神奈川県や横浜市との連携の下に聴覚障害教育が行われているところでございます。

3の「募集人数」は、普通科、ライフクリエイト科ともに、教育長が別に定めることといたします。ライフクリエイト科は、生徒の障害状況や多様な進路希望にも柔軟に対応するために、パソコンの技能習得にも力を入れながら環境・福祉・リビングデザイン等の広がりを持った教育課程を実施しております。

17ページの下段の4の「志願日程」以降の内容につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、20ページの「令和5年度 川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱」について御説明いたします。

20ページ1の「志願資格」を有する者は、次の（1）から（4）までの全てに該当する者としておりまして、（1）では、平成31年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた者、（2）から（4）までは高等部と同様でございます。

なお、2の「募集地域」につきましては、原則として川崎市全域としておりまして、このこと

につきましては、高等部の募集と同じ理由でございます。

3の「募集人数」は、教育長において別に定めることといたします。

4の「志願日程」以降の内容につきましては、記載のとおりでございます。

これらの要綱につきましては、神奈川県教育委員会の方針を踏まえ、提案させていただいております。

説明は、以上でございます。御審議よろしくお願いいたします

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

何か質問等ございますでしょうか。

石井委員、どうぞ。

**【石井委員】**

すみません、1点だけ。8ページの志願日程の後期が、12月20日から22日と、三日間ってちょっと短いような気がするのですが、これは、前期でほぼ決定をして、後期の受検者というものは少ないということからですかね。

**【高山支援教育課担当課長】**

ありがとうございます。

御指摘のとおりでございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員、どうぞ。

**【野村委員】**

御説明ありがとうございます。

資料2の中から質問なのですけれども、1ページ目です。基本的な考えの(3)のところ、志願が一部の学校に集中しないよというところがありますが、今、最も集中しているのはどの学校かという質問と、志願先の決定を支援というのは、例えば、抽選に漏れても、他校のこういった学校が受検できるといったアドバイスをすることが支援なのか、何かほかにも支援の内容があれば教えていただければと思います。

**【高山支援教育課担当課長】**

一部の学校の集中しないよというところの御質問でございますけれども、昨年度も、一昨年度も、今年度も、指定地域から志願される受検生で、ほぼほぼ集中という状況は回避されているところでございます。ただし、全県を見ますと、こちらの資料が神奈川県教育委員会のホームページから引用させていただいたものでございますので、全県からすると、確かに、公共交通機関の移動がしやすい学校には志願者が集中するというような状況がございます。ただ、川崎市につ

きましては、先ほどの御説明のとおりでございます。

それから、志願先の決定の支援というところでございますけれど、指定地域の学校の中で、全体的に見たときに、こちらの学校のほうに少し空きがありますよというような情報をお伝えして、また、中学校で進路相談を進めていただくというような情報提供での支援というところで、私たちが関わらせていただいている現状でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいでしょうか。

では、続けてどうぞ。

**【野村委員】**

支援の内容もよく分かりました。公共交通機関が便利なところがやはり人気集中するということと、その送迎の、御両親の送迎の負担というところも考えると、そのようにはいかないかもしれないですが、御両親が働いていらっしゃるとか、御両親も病気をお持ちだったり、障害をお持ちだったり、送迎の負担の点でも大変な方、御家庭として総合的に大変な方は希望が優先されるような仕組みがあったほうが、お子さんたちにとっても、総合的に幸せではないかと思うのですが、志願先の決定の支援の段階でそういった考慮はあるのでしょうか。

**【高山支援教育課担当課長】**

こちらの送迎の支援につきましては、課題となっているところでございますけれども、お子さんの自立度などを鑑みながら、スクールバスに乘車していただく生徒さんもいらっしゃるようには、こちらのほうでも状況として把握しているところでございます。ですので、全ての生徒さんが公共交通機関で自力でというようなところではなく、そういった通学支援のところも各学校で努力をして、生徒さんを迎え入れている現状でございます。

**【小田嶋教育長】**

野村委員がお尋ねになったような、保育園のようないろいろな優先の順位をつけるとかそういったことは、現段階ではやっていないということです。

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

**【岩切委員】**

御説明ありがとうございました。

聾学校高等部、聾学校幼稚部に関して、先ほど、募集地域として、原則として川崎市全域というふうに御説明いただきました。今年度までのところで、例えば、神奈川県から来られている方、あるいは横浜市から来られている方、また、逆に川崎市から県のほうに行かれている方、横浜市に行かれている方、あれば教えていただければと思います。

**【高山支援教育課担当課長】**

ちょっと過去の話になってしまいますけれども、横浜市のお子さんで川崎市の聾学校に通われていた小学部の方が何名かいらっしゃっております。川崎市のほうから、逆に横浜特別支援学校や平塚ろう学校のほうへという情報になりますと、近年ではケースがないように把握しております。

**【岩切委員】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

**【田中委員】**

どうも御説明ありがとうございました。

2点、指定地域の件で御質問させていただきたいのですが、まず、5ページの別表のほうで、麻生区と中原区が調整地域になっているのは、中原区は中央支援が指定地域なので、真ん中にあるからどっちに行ってもいいということなのか。それから、麻生区は県立の特別支援がありましたか、その関係で調整地域になっているのか、この二つの区が、どうして調整地域なのか教えていただけるとありがたいです。

**【高山支援教育課担当課長】**

ありがとうございます。

中原区にお住まいの方につきましては、中央支援学校の指定地域になってございます。それから、中原区の方につきましては、同じ知的障害教育部門の県立高津養護学校にも指定地域になっておりまして、麻生区のほうで参りますと、県立麻生養護学校が指定地域になっておりまして、県立のあおば支援学校の知的障害教育部門のところも指定地域になっておりますので、一つの区に対しまして二つ以上の指定地域を設けさせていただいて、県立の学校と市立の学校どちらでも志願していただけるように、県教委と調整をしているところでございます。

**【田中委員】**

分かりました。

そうすると、麻生区は分かったのですが、中原区が中央支援のほうでは指定地域が中原区になっていますけれども、田島のほうが中原区調整地域になっているのは、地理的にどっちでもいいという意味ではなくて、県立があるからという意味でしょうか。

**【高山支援教育課担当課長】**

先ほど申しましたように、通学の状況、時間がかかりかかる地域にお住まいの方もいらっしゃいますので、できるだけ居住地に近い学校に特別支援学校を指定していただけるように、中原区

の方については県立高津養護学校か中央支援学校が指定地域とさせていただいていますので、そちらでお選びいただくように考えているところでございます。

【田中委員】

分かりました。

ただ、田島支援でも、また調整地域に入っているのです、状況によっては田島に行ってもいいという意味ですか。

【高山支援教育課担当課長】

そのとおりでございます。

【田中委員】

それでは、すみません、もう1点。11ページの辺りで、その後のページにもあるのですが、こちらが、肢体不自由教育部門で、2番目の項目で、募集地域が川崎区と幸区の一部ということですが、この地域以外の人については、市立の肢体不自由教育部門の特別支援学校高等部には行けないということになりますか。

【高山支援教育課担当課長】

こちらにつきましては、肢体不自由のお子さんのスクールバスの乗車時間を考えまして、中原養護の指定地域といいますか、でお受入れをする地域というふうに、県教育委員会とは連携してございます。

【田中委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第7号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第7号は原案のとおり可決いたします。

以下、非公開となります。

<以下、非公開>

## 8 報告事項Ⅱ

### 報告事項№. 2 令和4年度川崎市教育委員会任期付職員採用選考の実施について

#### 【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項№. 2 令和4年度川崎市教育委員会任期付職員採用選考の実施について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

#### 【鷹嘴庶務課長】

それでは、よろしくお願いいたします。それでは報告事項№. 2「令和4年度 川崎市教育委員会任期付職員（学芸員）採用選考の実施について」を御説明いたしますので、端末のファイル3-1、報告事項№. 2をお開きいただければと思います。

初めに「1 趣旨」でございますが、文化財保護法の規定に基づく高度な専門性が必要である文化財課（埋蔵文化財）の業務におきまして、埋蔵文化財行政の効率的・効果的な事業を推進するために、埋蔵文化財の専門業務に携わる人材を確保するため、任期付職員（学芸員）の採用選考を行うものでございます。

次に「2 選考区分及び採用予定人数等」でございますが、選考区分を「埋蔵文化財」といたしまして、勤務地が「文化財課」の学芸員を1名募集いたします。

次に、「3 任用期間」でございますが、「令和4年10月1日から令和6年3月31日まで」の「1年6か月間」となっております。

次に、「4 選考日時等」でございますが、「第一次選考」につきましては「令和4年7月24日 日曜日」に、「川崎市役所第4庁舎」で記述式の「専門試験」を実施いたします。

「第二次選考」につきましては「令和4年8月21日 日曜日」に同じく「川崎市役所第4庁舎」で「面接試験」を実施いたします。

次に、「5 合格発表」でございますが、「第一次合格」につきましては、「令和4年8月9日 火曜日」に、「最終合格」につきましては、「令和4年8月29日 月曜日」に、それぞれ記載の方法により発表いたします。

次に、「6 受付期間」でございますが、「令和4年6月13日 月曜日から令和4年6月30日 木曜日まで」といたします。

最後に、「7 受験案内の配布」でございますが、受験案内につきましては、区役所、図書館、市民館等で配布をいたします。

また、選考試験の実施につきましては川崎市教育委員会ホームページにおいて掲載をいたします。

なお、「報告事項№. 2資料」といたしまして、ファイル3-2として添付してございますので、こちらは受験案内となっておりますので後ほど御参照いただければと思います。

説明は、以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

何か御質問等ございますか。

野村委員。

**【野村委員】**

御説明ありがとうございました。

細かいところなのですが、選考内容の専門試験というのが、素人からするとどういった内容なのかなというところが分からなくて、また、試験はどういった方が作成するのかなというところを教えてください。

**【竹下文化財課長】**

同席させていただいております、文化財課長の竹下でございます。よろしくお願いいたします。

まず、選考試験ですが、考古学の専門ということで、内容につきましては一般的な考古学の基礎知識、いろいろな時代の遺跡の出土品はどういうものかということと、また行政の文化財保護の業務として、遺跡が地下に埋まっている場所において、例えば、建物を建てるとか、土木工事をするときには、文化財保護法に基づいて届出が必要になります。遺跡があるところで、いかに遺跡を壊さずに家を建てたりするかという調整、基礎的な知識といったものを記述していただくということで、文化財審議会という組織がございまして、そちらの考古学が専門の委員に設問、作問等を依頼し、それから、選考の準備をしていく形になっております。

**【小田嶋教育長】**

よろしいでしょうか。

ほかにはいかがですか。

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 2は承認いたします。

**報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について**

鷹鷲庶務課長が説明した。

報告事項No. 3は承認された。

**報告事項No. 4 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例に基づく調査審議について(答申)**

吉村指導課担当課長が説明した。

報告事項No. 4は承認された。

## 9 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了といたします。

(15時39分 閉会)